

議員提案第 17 号

新潟市議会の議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

平成 23 年 12 月 21 日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

青木千代子
高橋三義
串田修平
梅山修
遠藤哲
佐々木薫
五十嵐完二
小山哲夫
栗原学
吉田孝志
山際敦
加藤大弥
本岡良雄
渡辺仁

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「議会の会議及び委員会の招集に応じ、若しくはそれらの会議若しくは新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）第160条の2第1項に規定する協議等の場に出席したとき、又は市長が議会を招集した日の議会の会議に出席し議案調査の期間とされた期間中に議案の調査をしたとき（以下「議会の招集に応じたとき等」という。）及び」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「議員が公務のため旅行したときに支給する」を「前項の規定による」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に議会の会議及び委員会の招集に応じ、若しくはそれらの会議若しくは新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）第160条の2第1項に規定する協議等の場に出席したとき、又は市長が議会を招集した日の議会の会議に出席し議案調査の期間とされた期間中に議案の調査をしたときに係る費用弁償については、なお従前の例による。